

学校組織の在り方検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本県の学校組織や人材育成の状況を明らかにし、学校の組織力を向上させるチームとしての学校づくりや、組織的な人材育成を進めるための方法等を検討することを目的として、学校組織の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 学校の組織力を向上させるチームとしての学校づくりに関すること。
- (2) キャリアパスを踏まえた組織的な人材育成の方法等に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、高知県教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) その他高知県教育長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から令和2年1月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は委員の互選によって決定し、副委員長は委員長が指名する。

5 委員長は、委員会を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）の進行は委員長が務める。委員長が出席できない場合は副委員長が代理する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、資料の提出や意見、説明、その他協力を求めることができる。

4 会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、高知県教育委員会事務局で行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月8日から施行する。